

ご寄附のお願い

趣旨について

公益財団法人日本住宅・木材技術センターでは、木材の利用並びに木造住宅等に関する技術の研究開発及び普及、木材及び木造住宅等の品質性能の向上を期して、調査研究、試験、評価、認証、普及事業など様々な公益事業を行っております。

これらの公益事業に必要な資金には、現在、実施している各事業による収益及び財団の趣旨にご賛同いただける賛助会員の皆様からの会費を充てているところですが、今後、国産材等の木材の利用拡大や良質な木造住宅の普及に向けて公益事業を充実させていくためには、調査研究など特に収益力の乏しい分野や試験研究施設整備のための資金の確保が重要となっています。

当財団は、内閣総理大臣の認定を受け、平成 25 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行したことから、財団へのご寄附は、所得税や法人税の税控除が適用されることとなるとともに、同年 7 月 3 日には、個人の方が当財団にご寄附をされた場合に、さらに減税効果の高い税額控除が適用される法人である旨の証明を、内閣総理大臣より受けることができました。

そこで、これを契機に、当財団の趣旨にご賛同をいただき、金額の多寡にかかわらずご寄附をお願いするものでございます。

ご寄附の方法について

寄付申込書に記入し、ご送付ください

感謝状の贈呈について

高額のご寄附を頂いた方々に、当財団理事長より、感謝状を贈呈します

寄附の申込み、問い合わせ先

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター 総務情報部

Tel 03-5653-7662

(参 考)

税制上の優遇措置について

前述のように当財団は公益財団法人の認定等を受けており、当財団への寄附は、特定公益増進法人への寄附として、所得税法及び法人税法等の規程により、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

個人が寄附される場合

その寄附金は、特定公益増進法人及び税額控除の証明を受けた法人に対する寄附金となり、確定申告の際、次の2つのいずれかの控除の措置を受けられます。

所得控除(所得税法第76条)

下記の金額が、年間の所得から控除されます(所得金額の40%を限度とする)

所得控除額

その年中に支出した寄附金-2千円

税額控除(租税特別措置法第41条の18の3)

下記の金額が、年間の所得税額から控除されます(所得金額の25%を限度とする)。

税額控除額

(その年中に支出した寄附金-2千円) × 40%

法人が寄附される場合

特定公益増進法人に対する寄附金(別枠で損金算入できる寄附金)として、下記の特別損金算入限度額を上限として一般の寄附金とは別枠で損金算入できます(法人税法施行令第77条の2)

特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times (\text{当期の月数}/12) \times 3.75/1000) + (\text{所得の金額} \times 6.25/100 \times 1/2)$

(参考) 一般の寄附金に係る損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times (\text{当期の月数}/12) \times 2.5/1000) + (\text{所得の金額} \times 2.5/100 \times 1/4)$

なお、資本等のない法人については、

特別損金算入限度額は所得の金額×6.25%、です(一般の寄附金については所得の金額×1.25%です)